

八洲学園大学 情報セキュリティポリシー

1. 情報セキュリティに関する基本方針

情報資産は、八洲学園大学（以下、「本学」という）にとって重要な資産である。そこで本学は情報セキュリティポリシー（以下「本ポリシー」という）を定め、本学の保有する情報の保護と活用および適切な情報セキュリティ対策を図る。

本ポリシーが目指すものは、次のとおりである。

- ・ 本学の情報セキュリティに対する侵害の阻止
- ・ 学内外の情報セキュリティを侵害する行為の抑止
- ・ 情報資産の分類と管理
- ・ 情報セキュリティ侵害の早期検出と迅速な対応の実現
- ・ 情報セキュリティの評価と更新

2. 対象範囲

本ポリシーの対象範囲は、本学の管理する全ての情報資産である。情報資産には、本学が所有する、もしくは本学のネットワークに接続する情報システム、情報システム内部に記録された情報、またその情報を書き出した書面や記録媒体を含む。本学以外に保管される情報資産であっても、本学保有の情報資産として認められるものは対象となる。

3. 対象者

本ポリシーの対象者は、本学の情報資産を利用する教職員、委託業者、及び学生等の大学構成員全て、並びに本学が提供するサービス（公開講座、教員免許状更新講習等）を利用するすべての者とする。

4. 実施体制

学長は、情報セキュリティに関する統括的な意思決定及び学内外に対する責任を負う。

事務局は、対象者に本ポリシーの内容を周知徹底し、情報セキュリティを長期的に維持するため必要な対策を講じる。

5. 対象者の義務

全ての対象者は、本ポリシーを遵守する義務がある。意図の有無を問わず、情報資産の改ざん、破壊、漏洩等をしてはならない。また、実施責任者から情報セキュリティ維持管理のために協力を依頼された場合には従わなければならない。さらに、情報セキュリティ侵害等を発見した場合には、学長または事務局に直ちに報告しなければならない。

6. 違反への罰則

本ポリシーに対する違反があった場合の罰則については、別に定める。

7. 本ポリシーの評価と更新

本ポリシーに基づく情報セキュリティ対策については、その実効性を定期的に評価し、改善が必要と認められた場合は、速やかに更新する。

以上